

● ごみの自己搬入の方法について

ごみ処理施設に直接ごみを搬入することができます。(有料です。)

搬入受付日 月曜日から土曜日(祝日、組合休業日を除く。)と毎月第1日曜日

※なお、平成26年度は以下の日曜日も受け付けします。
12月28日、3月22日

搬入時間 午前8時30分から午後4時30分まで

搬入場所 十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設(下図参照)
住所：十和田市大字伝法寺字大窪60-3

搬入時のお願い 免許証等で排出者の本人確認をさせていただく場合があります。

ごみ処理手数料

平成24年4月1日料金改定

区 分	料 金
家庭系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 及び粗大ごみ)	10kgまでごとに 20円
事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 及び粗大ごみ)	10kgまでごとに100円

※手数料の額には、消費税相当額を含みます。

※ごみを自己搬入するときの注意

- ①係員の指示に従って、所定の場所にごみをおろしてください。
- ②トラック等で搬入の際は、積載したごみが飛散させないようにシートなどで覆ってください。
- ③ごみをおろす場所へは、搬入経路に従い、徐行して進んでください。
- ④容器(袋等)に入れてごみを搬入する場合は、係員により中身が確認できるもの(透明袋)にしてください。
- ⑤産業廃棄物は搬入できません。
- ⑥「家庭ごみの出し方」及び「ごみ分類表」に記載されている「処理できないごみ」は、搬入できません。



自己搬入の方法

十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設へ搬入します。



※ 受付時間は、
午前8時30分から午後4時30分までです。
ご注意ください。

【1】計量棟で受付と同時に、1回目の計量をします。



- 計量棟入口にて、一時停止をお願いします。
- トラックスケールの黄色の枠線内に車を停車させてください。
- 係員が、「市町村名」「ごみの種類」「家庭系か事業所系」「車のナンバー」をお聞きします。
- 持ち込み時の重さを計ります。
- 係員からカードを受け取り、指示に従って、所定の搬入場所へ進みます。

【2】構内道路の矢印(→)に沿って、それぞれの施設へお進みください。



○ごみ搬入経路に従い、徐行して運転してください。

燃えるごみ入口



燃えないごみ・粗大ごみ・資源ごみ入口



○施設の入口にて、一時停止をお願いします。

↓ ↓

【3】 プラットホームで持ち込んだごみをおろします。



○係員の誘導に従って車を進め、所定の場所にごみをおろしてください。

↓

【4】 各施設から計量棟へ向かいます。



○施設係員の誘導に従って、各施設から外に進み、矢印のとおりに計量棟へ向かってください。

【5】 2回目の計量とごみ処理手数料の精算をします。



- 計量棟入口にて、一時停止をお願いします。
- トラックスケールの黄色の枠線内に車を停車させてください。
- ごみをおろした後の重さを計ります。車から降り、計量器にカードを差し込んでください。
- カードを返却し、重さにより手数料を精算してください。
- 複数のごみがある場合は、もう一度【1】～【5】を繰り返します。

【6】 ほかの車両に気をつけて、安全運転でお帰りください。

